

重税反対全国統一行動に合流してください！



尾北・小牧・春日井地区集会

日時 3月13日（水）午前9時45分開会

場所 小牧駅東公園（メロディパーク）

※車で来る人は、小牧税務署の駐車場には絶対に停めないでください。

皆さん、集団申告に参加してください。私たちの権利を守るため、特に今年は業者が集団で強い意志を示すことが大切です。

・確定申告書の収受印が廃止される！？

書類での確定申告は、控えに収受印が押されます。これは個人法人ともに多くの業者が、様々な場面で自身の営業や所得の証明としており、商工農業の世界では欠かせない重要な要素となっています。

ところが今年1月4日、国税庁は「納税者の利便性の向上等」を理由として「令和7年1月から申告書等の控えへ収受日付印の押なつを行わない」と発表しました。

実施されてしまえば、行政への申請や金融機関への融資申し込み、保険の手続きなどで、業者が自身の営業・所得を証明する難易度が大幅に上昇し、納税者の利便性が大きく損壊されます。

何より提出した書類を税務署側が紛失した場合、納税者には提出を証明するものが残りません。いざ

というときに自分を守ることができなくなります。

尾北民商でも過去に、税務署から青色決算書の提出督促の電話を受け、手元の控えの収受印で提出済みであることが確認できた事例があります。

・送ってこない申告書用紙と電子申告の強要

税務署は今回の確定申告に際し、申告書用紙の送付数を大幅に減らしています。「毎年納付書で払っているのにハガキしか届かない」といった相談例もあり、政府は納税者の利便性を侵害する形で電子申告を推し進めようとしています。

電子申告を行っている人にとっても負担は増えています。今年1月からは電子取引情報の保存が義務化され、帳簿の記載不備に罰則が設けられました。



世界的には税務行政を国のサービスにとらえ、多くの納税者にいかに申告しやすい仕組みを提供するかの改善が潮流となっています。日本の現状はこれに逆流しています。

・自主申告権つぶしの税務相談停止命令制度

今年4月からは税務相談停止命令制度が施行されます。補助金申請詐欺の指南などのニセ税理士問題を理由として成立しましたが、これらを取り締まるなら現行法で十分であり、その目的は納税者の自主申告運動に国が介入し、弱体化を図ることです。

現実にそぐわない消費税インボイス制度の実施により、制度理解と納税の余裕のない消費税申告者が大量に増えたことを考えると、数をこなすための人権無視の税務調査や徴収、倒産に追い込む差し押さえなどが増加する可能性があります。私たちは連帯して自分を守らねばなりません。

・さそい合って仲間同士で3・13集会に参加を！

3月13日（水）は民商・各市民団体に連携して、全国一斉に重税反対行動を行います。何とか予定を合わせてご来場ください。

また、いつも来ていない人にも呼び掛けてください。

3・13の参加者が増えれば、それだけ納税者の権利が広がります。



民商共済会の大腸がん検診の受付は3月13日まで！